

# 社会福祉法人制度改革「実務」対応セミナー

- 平成29年4月スタートの改正法全面施行に向けて法人としての準備と対応方法 -

**主催** 取組むから、連携から。 **PCA** ピーシーエー株式会社 **共催** 株式会社ナイスリフォーム システムサポート&サービス事業部

## セミナー内容

平成29年4月よりいよいよ改正法が全面施行となります。平成28年11月11日の発出通知に加えて社会福祉充実残額算定式の確定など、厚生労働省からの通知は出そろいましたが、実務者レベルで何から着手すべきが未だ不透明な点が数多く残されています。本セミナーでは、実務者がいつどのようなスケジュールで何の準備が必要かをかみ砕いてご説明します。

**受講料無料**

<13:30~14:00>

### 第一部 改正法施行に向けた定款変更とスケジュールについて

全ての社会福祉法人で定款の変更が必要です。厚生労働省から定款例が明示されていますが必ずしも一言一句間違えないよう自法人の定款に記載するものではありません。「必要的記載事項」と「任意的記載事項」の違いと平成29年6月に開催する定時評議員会開催までの事務方スケジュールを時系列に整理しながらお伝えします。

<14:00~14:20>

### 第二部 選任委員会の開催と新評議員の選任方法について

新評議員を選任するには、評議員選任・解任委員会の開催が必要です。また評議員選任には定められたルールがあり、理事のかけもちや省令で定める特殊関係人は就任できないとされています。どの関係者が評議員に就任出来るのか具体例とともにお伝えします。

<14:30~15:30>

### 第三部 社会福祉充実残額の算出方法と電子開示システムを使う 現況報告書・計算書類等の提出方法

平成28年度の決算額をもって社会福祉充実残額の算定と社会福祉充実計画の策定方法と平成29年6月までに所轄庁へ提出が必要な現況報告書・計算書類・財産目録・充実残額を電子開示システムを利用した提出方法をご説明します。特に財産目録については様式変更に伴う対応が必要です。

### 本セミナー受講の効果

- 概要の説明だけでは分からない具体的な手順が策定できます。
- 社会福祉充実残額の算出方法が分かり電子開示システムの提出方法が分かります。

セミナー受講ご希望の方はチェック(レ)を付けてください。

**1月25日(水) <13:30~15:30> 本セミナーを受講する。**

- ご記入いただきました個人情報は、製品に関する情報提供、サポートサービスに関する情報提供、主催者、共催者が協賛するセミナー・イベント情報などをご提供する場合に使用させていただきます。
  - これらの個人情報は適切な安全対策のもと情報管理部個人情報管理統括責任者が管理しております。
  - 原則としてお客様の同意なく第三者へ開示・提供いたしません。
  - お客様は弊社に対して、弊社が有している開示対象個人情報を開示、訂正、削除、利用目的の通知、利用提供停止を要求することができます。
  - 個人情報に関するお問い合わせは当社ホームページの掲載されている個人情報相談窓口にお問い合わせください。  
<個人情報に関するページ> ⇒ [http://pca.jp/area\\_topics/kojininfo.html](http://pca.jp/area_topics/kojininfo.html) <http://www.kaikai-systemdo.jp/privacy/>
  - 「同意します」に✓(チェックマーク)を付けてください。(チェックは必須となっております)
- ※ <個人情報の取り扱いについて>  同意します  同意しません
- 尚、同意を頂けない場合には上記サービスが受けられなくなる場合があります。

貴法人名			
住所	〒	-	
TEL	FAX		
氏名	役職	-----	
	E-mail	-----	
氏名	役職	-----	
	E-mail	-----	

<お問合せTEL: 088-664-8833 (株)ナイスリフォーム 担当: 田中>

**ご返信用FAX番号: 088-636-0080**

<送信前にFAX番号を再度ご確認ください。> 株式会社ナイスリフォーム 担当: 田中

